

平成 29 年度

島田市の財政の健全性に関する比率審査意見書

島田市監査委員



島監第 40 号
平成30年 8月23日

島田市長 染 谷 絹 代 様

島田市監査委員 平 林 健 互
島田市監査委員 森 伸 一

平成29年度島田市の財政の健全性に関する比率審査意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成 29 年度 島田市財政健全化審査

	ページ
第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	1
第 3 審査の方法	1
第 4 審査の結果	1
第 5 審査の概要	2
第 6 審査の意見	6

平成 29 年度 島田市経営健全化審査

	ページ
第 1 審査の対象	7
第 2 審査の期間	7
第 3 審査の方法	7
第 4 審査の結果	7
第 5 審査の概要	8
第 6 審査の意見	11

(注)

- 1 表中の金額は千円単位で表示し、単位未満は四捨五入したため、合計額が一致しない場合がある。
- 2 表中における元号は省略した。

平成 29 年度 島田市財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 29 年度 島田市健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 7 月 27 日から平成 30 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

財政健全化に係る審査は、市長から審査に付された健全化判断比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階にあると認められた。

健全化判断比率は次表のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	島 田 市	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.34	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.34	30.00
実 質 公 債 費 比 率	7.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため、また、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、比率の欄を「—」と表記している。

第5 審査の概要

1 実質赤字比率

(1) 比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	29年度	28年度	対前年度	
			増減額	比率
一般会計等の実質収支額 A	1,313,699	1,732,997	-419,298	75.8
一 般 会 計	1,299,195	1,723,437	-424,242	75.4
土地取得事業特別会計	0	0	0	—
休日急患診療事業特別会計	14,504	9,560	4,944	151.7
標 準 財 政 規 模 B	21,660,412	21,742,635	-82,223	99.6
標 準 税 収 入 額 等	15,749,871	15,681,604	68,267	100.4
普 通 交 付 税 額	4,514,372	4,709,560	-195,188	95.9
臨時財政対策債発行可能額	1,396,169	1,351,471	44,698	103.3
実 質 赤 字 比 率 A/B	— (-6.06)	— (-7.97)	—	—

※実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、実質収支が黒字となるためマイナスの値となっている。

2 連結実質赤字比率

(1) 比率の概要

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計を合算した連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	29年度	28年度	対前年度	
			増減額	比率
連結実質収支額 A	8,675,189	7,947,480	727,709	109.2
一 般 会 計	1,299,195	1,723,437	-424,242	75.4
国民健康保険事業特別会計	1,259,405	242,228	1,017,177	519.9
簡易水道事業特別会計	8,203	7,910	293	103.7
土地取得事業特別会計	0	0	0	—
休日急患診療事業特別会計	14,504	9,560	4,944	151.7
公共下水道事業特別会計	9,743	15,458	-5,715	63.0
介護保険事業特別会計	86,875	86,589	286	100.3
介護サービス事業特別会計	11,620	10,648	972	109.1
後期高齢者医療事業特別会計	2,540	2,010	530	126.4
水道事業会計	1,060,591	838,395	222,196	126.5
病院事業会計	4,922,513	5,011,245	-88,732	98.2
標準財政規模 B	21,660,412	21,742,635	-82,223	99.6
連結実質赤字比率 A/B	(-40.05)	(-36.55)	—	—

※連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、連結実質収支が黒字となるためマイナスの値となっている。

3 実質公債費比率

(1) 比率の概要

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

実質公債費比率（3か年平均）は7.4%で、早期健全化基準25.0%を下回っている。比率は、前年度の7.8%から0.4ポイント低下している。

(2) 比率の算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	29年度	28年度	対前年度	
			増減額	比率
元 利 償 還 金 A	4,552,492	4,456,097	96,395	102.2
準 元 利 償 還 金 B	633,686	796,047	-162,361	79.6
特 定 財 源 C	870,282	783,465	86,817	111.1
基準財政需要額算入額 (公債費等) D	3,058,588	2,990,681	67,907	102.3
(A+B)-(C+D) E	1,257,308	1,477,998	-220,690	85.1
標 準 財 政 規 模 F	21,660,412	21,742,635	-82,223	99.6
F-D G	18,601,824	18,751,954	-150,130	99.2
実質公債費比率(単年度) E/G	6.75906	7.88183	-1.12277 ポイント	—
実質公債費比率(3か年平均)	7.4	7.8	-0.4 ポイント	—

4 将来負担比率

(1) 比率の概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り算定されない。

(2) 比率の算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	29 年度	28 年度	対前年度	
			増減額	比率
将来負担額 A	50,449,719	52,474,052	-2,024,333	96.1
地方債現在高	39,208,554	41,027,320	-1,818,766	95.6
債務負担行為 支出予定額	275,095	368,734	-93,639	74.6
公営企業債繰入見込額	5,308,932	5,345,464	-36,532	99.3
組合等負担見込額	1,757	33,824	-32,067	5.2
退職手当負担見込額	5,655,381	5,698,710	-43,329	99.2
設立法人の負債額等 負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源 B	52,441,766	53,507,548	-1,065,782	98.0
充当可能基金額	13,057,066	12,892,151	164,915	101.3
特定財源見込額 (都市計画税等)	8,152,240	8,611,158	-458,918	94.7
基準財政需要額 算入見込額	31,232,460	32,004,239	-771,779	97.6
A-B C	-1,992,047	-1,033,496	-958,551	192.7
標準財政規模 D	21,660,412	21,742,635	-82,223	99.6
基準財政需要額算入額 (公債費等) E	3,058,588	2,990,681	67,907	102.3
D-E F	18,601,824	18,751,954	-150,130	99.2
将来負担比率 C/F	— (-10.7)	— (-5.5)	—	—

※将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回り算定されないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、充当可能財源等が将来負担額を上回るためマイナスの値となっている。

第6 審査の意見

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率については 7.4%となり、前年度と比べ 0.4 ポイント低下した。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、それぞれ「比率なし」との結果となった。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階にあると認められたが、今後も収支バランスに留意しつつ、健全かつ安定的な財政運営に努められたい。

平成 29 年度 島田市経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 29 年度 島田市水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 2 平成 29 年度 島田市病院事業会計決算に係る資金不足比率
- 3 平成 29 年度 島田市簡易水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 4 平成 29 年度 島田市公共下水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 5 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 7 月 27 日から平成 30 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

経営健全化に係る審査は、市長から審査に付された資金不足比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。各会計とも資金不足額は生じておらず、健全段階にあるものと認められた。

各会計の資金不足比率は次表のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	20.0
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0

※各会計とも資金不足額が生じていないため、比率の欄は「—」と表記している。

第5 審査の概要

1 水道事業会計資金不足比率

(1) 比率の概要

水道事業会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	29 年度	28 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	239,807	193,731	46,076	123.8
控 除 企 業 債 等 B	94,710	80,815	13,896	117.2
算 入 地 方 債 C	0	0	0	—
流 動 資 産 D	1,205,688	951,312	254,375	126.7
資 金 不 足 額 A-B+C-D E	-1,060,591	-838,396	-222,194	126.5
営 業 収 益 の 額 F	991,813	950,941	40,871	104.3
受 託 工 事 収 益 の 額 G	3,239	3,462	-223	93.6
事 業 規 模 F-G H	988,573	947,479	41,094	104.3
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-107.28)	— (-88.48)	—	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

2 病院事業会計資金不足比率

(1) 比率の概要

病院事業会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	29 年度	28 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	1,880,363	1,547,728	332,635	121.5
控 除 企 業 債 等 B	421,168	193,169	227,999	218.0
算 入 地 方 債 C	0	0	0	—
流 動 資 産 D	6,381,708	6,365,804	15,904	100.2
資 金 不 足 額 A-B+C-D E	-4,922,513	-5,011,246	88,732	98.2
営 業 収 益 の 額 F	11,733,234	12,107,258	-374,024	96.9
受 託 工 事 収 益 の 額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 F-G H	11,733,234	12,107,258	-374,024	96.9
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-41.95)	— (-41.39)	—	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

3 簡易水道事業特別会計資金不足比率

(1) 比率の概要

簡易水道事業特別会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	29 年度	28 年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	232,255	170,695	61,560	136.1
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	240,457	178,605	61,852	134.6
翌年度へ繰り越すべき 財 源 D	0	0	0	—
資 金 不 足 額 A+B-(C-D) E	-8,203	-7,910	-292	103.7
営 業 収 益 の 額 F	72,640	71,564	1,076	101.5
受託工事収益の額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 F-G H	72,640	71,564	1,076	101.5
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-11.29)	— (-11.05)	—	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

4 公共下水道事業特別会計資金不足比率

(1) 比率の概要

公共下水道事業特別会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	29 年度	28 年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	949,360	756,853	192,506	125.4
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	985,542	772,406	213,136	127.6
翌年度へ繰り越すべき 財 源 D	26,440	95	26,345	27972.9
資 金 不 足 額 A+B-(C-D) E	-9,743	-15,458	5,715	63.0
営 業 収 益 の 額 F	169,076	169,254	-179	99.9
受託工事収益の額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 F-G H	169,076	169,254	-179	99.9
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-5.76)	— (-9.13)	—	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

第6 審査の意見

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、いずれも資金不足額の発生はなく、健全な状態にあるものと認められた。

今後も、各会計においては、収益の安定確保に努めつつ、事業の効率化を図り、経営の健全化に努められたい。